

設置マシトテ得

第二章 支部委員會

第一八條 支部委員會ハ執行委員會ノ統制ニ從ヒ組織ヲ束テ遊布ト地域或ハ活動ノ助成ヲ爲ス

第三章 執行委員會

第一九條 支部委員會ハ執行委員會ヲ選任シクルハ其ノ支那委員會ヲ以テ構成シ、必要ニ應ジ、支部委員長之ヲ召集ス

第四章 大會

第二〇條 執行委員會、支部委員會ノ内規ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 專門部

第二一條 專門部ハ執行委員會ヲ補助機關ニシテ別ニ定ムル細則ニ從ヒ執行委員會ノ下ニ會務ヲ分担処理スルモノトス

第六章 會計

第二二條 專門部ハ左ノ八部門トシ細則ハ執行委員會ニ於テ之ヲ定ム

第七章 附則

(一) 組織部 (二) 會計部 (三) 政治部

(四) 教育出版部 (五) 調査部 (六) 財政部 (七) 事業部 (八) 婦人部

第二三條 專門部ノ事務執行ニ關スル責任ハ執行委員會之ヲ負フモノトス

第二四條 役員

第二五條 本組合ニモ、役員ヲ選出ク

第二六條 組合長一名、執行委員長一名、執行委員、若干名

第二七條 組合長ハ大會ニ於テ選出シ大會議長トシ本組合ヲ代表ス

第二八條 執行委員長ハ執行委員會ニ於テ選出シ執行機關ヲ代表ス

第二九條 執行委員ハ大會ニ於テ選出シ連帯ノ責任ヲ以テ會務ヲ執行ス

第三〇條 役員ノ任期ハ大會ヨリ次期大會ヨリトス、但シ重任ヲ妨ケズ

口

第三一條 役員ニテ欠員ヲ生シタル場合ハ大執行委員會ニ於テ選出補充スルモノトス

第三二條 本組合ノ入會金ヲ金三千圓トス

第三三條 組合費ヲ以テ本組合ノ經費ヲ償フ能ハル時ハ大執行委員會ノ決議ヲ經テ臨時徵集スルモノトス

第三四條 本組合ノ入會金及組合費ハ如何ナル場合トモ返還セズ

第三五條 本組合ノ決算ハ毎年定期大會ニ於テ承認ヲ經ルモノトス

第三六條 附則

第三七條 附則

第三八條 附則

第三九條 附則

第四〇條 附則

第四一條 本組合ノ議事ハ特別ノ規定ニ限リ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナリ時ハ議長之ヲ決ス

第四二條 本組合ノ規程ハ大會議出席代表議員三分二以上ヲ賛成アルニ非ザルハ變更スルモノトス

第四三條 本組合ノ事務所ヲ東京市内ニ設ケ

第四四條 本組合ノ規程ハ大正十五年三月七日ヨリ之ヲ實施ス

以上

改正新規規程草案中、支部委員會

の說明書

我々は従前工場支部といふ組織を採用して来た事があつた。その組織の特點は工場組合の意志が大會や本部に直ちに反映し、本部と組合員との間の連絡が極めて密接に保たれる事であつた。ところが工場支部の増加するにつれて、それと同比例を以て増大せぬ本部の力は、数多の工場支部に對し